

漁業近代化資金について

【制度の仕組み】

系統融資機関（漁協、農林中金）が漁業者に対して漁船、漁具、養殖施設等の施設資金を一定の条件のもとに融通した場合、融資機関に対して県が利子補給を行う。

……利子補給を行うため貸付利率が低くなる。

【目的】

・ 漁業者の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資すること。

【資金の内容】：中小漁業者等の漁業経営の近代化に必要な施設・設備資金（有利子）
* 6号、7号は漁協

資金の種類（対象事業）	償還期限 （据置期間）
（1号資金）：漁船の建造・取得又は改造 改造の場合で船体以外の部分のみに係るもの （20t以上）	20年（3） 10年（3）
（2号資金）：水産加工施設、漁船漁具保管修理施設、 製氷冷凍施設等 養殖池、養殖作業舎	15年（3）
（3号資金）：漁場改良造成用機具、水産物等運搬用機具等	7年（2）
（4号資金）：漁具、養殖いかだ等各種養殖施設	5年（2）
（5号資金）：水産動植物種苗（育成期間1年以上）の購入・ 育成	5年（2）
（6号資金）：漁業者研修施設等の取得	20年（3）
（7号資金）：1～6号以外で農林水産大臣が指定する資金 （漁協等が共同利用に供する船舶の取得等）	15年（3）

※ 修繕費など原状回復に要する費用は不可。

ただし、使用可能期間を延長させる、又は、固定資産の価格を増加させる修繕、改良等は可能。

※ 償還期間は、機器の耐用年数以内（中古品は、メーカー等の耐用証明が必要）

- 【貸付対象者】
1. 漁業を営む個人、法人（従業者の数が300人以下）
 2. 水産加工業を営む個人、法人（従業者の数が300人以下）
 3. 漁業生産組合
 4. 漁業協同組合
 5. 水産加工業協同組合
 6. 漁業協同組合連合会

【貸付限度額】 ※既借受残高との合計額をいう。

・ 20ト以上の漁船資金	3億6千万円
・ 水産養殖業者（法人）	1億8千万円
・ 2以上の複合経営	1億5千万円
・ 漁船漁業者で20ト未満の漁船、施設資金 水産養殖者（個人）の養殖施設資金 水産加工業者（法人、個人）の加工施設資金	9千万円
・ その他の漁業を営む個人	1千8百万円
・ 漁協、漁連の共同利用施設	12億円

【融資率】 対象事業費の80%以内

【担保等】（融資機関である農林中金の審査で決定）

- ・ 原則：連帯保証人（2人以上）の提供（漁協の区域内）
：物的担保の提供
- ・ 必要に応じて漁業信用基金協会の債務保証

【利子補給に関する手続】

上期と下期の年2回、融資残高に応じて利子補給を行う。融資機関は、上期と下期に利子補給金明細書を県に提出し、申請を行う。

利子補給率については、承認時の利率が償還完了まで適用される。

